建設産業常任委員会

- 1 開 議 令和5年6月28日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 委員会室1
- 3 付議事件及び順序
 - 日程第1 議案第63号 大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第2 陳情第 2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて の陳情について

建設産業常任委員会名簿

委員長 中 Ш 雅 之 出席 副委員長 夫 出席 深 澤 正 子 委 員 幸 出席 秋 Щ 前 野 良 三 出席 菊 池 久 光 出席

小 林 正 勝 出席

 当
 局
 産業振興部長
 藤
 田
 友
 弘
 出席

 農林整備課長
 松
 本
 典
 之
 出席

 事務局
 池
 嶋
 佑
 介
 出席

 土
 屋
 大
 貴
 出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長(中川雅之) ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、産業振興部長、農林整備課長です。

- ◎議案第63号 大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を 廃止する条例の制定について
- ○委員長(中川雅之) それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第63号 大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する 条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。 産業振興部長。

○産業振興部長(藤田友弘) おはようございます。本委員会には、私のほか農林整備課長が出席しております。よろしくお願いいたします。

本件につきましては、本会議においてご説明申し上げているところでございますが、改めまして、農林 整備課長からご説明申し上げます。

- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) おはようございます。農林整備課長でございます松本でございます。よろしくお願いします。

議案第63号 大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定 についてご説明申し上げます。

それでは、議案書タブレット247ページ御覧ください。大田原市須賀川集会所兼直売センターにつきましては、山村の豊かな環境の中で地域住民のコミュニティー活動と農林産物の生産活動を促進するため、平成2年度に設置をしまして運用しておりますが、直売所として既に20年間利用がされていないことや、地域の自治会の公民館として使用がされておりまして、地元の要望もありますことから、大田原市公共施設等総合管理計画のとおり、当該地区の活性化のため、譲渡による所有権移転に向けて行政財産から普通財産へ用途廃止を行うため、本条例を廃止する条例を制定するものでございます。

では、次のページ、248ページ御覧ください。こちらは、当該施設の場所になりますけれども、県道大子 黒羽線沿いの旧須賀川小学校の北約250メートルに位置しております。

続きまして、次のページ、249ページ御覧ください。こちらは、当該施設の外観の写真となっております。 最後になりますけれども、246ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、本条例は、公布の 日から施行するといたします。

以上で議案第63号 大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例 の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○委員長(中川雅之) ただいま説明が終わりましたので、質疑を行います。 前野委員。
- ○委員(前野良三) この施設なのですが、廃止ということになりました後、この普通財産になった後の利用はどんなふうになりますか。
- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) 先ほど概要の中でも触れさせてはいただいたのですが、現在は当初からなのですが、地元の公民館活動の拠点の場、あとは自治会の拠点の場として使われているという状態でございますので、地元の公民館のほうへ譲渡という形で考えております。 以上です。
- ○委員長(中川雅之) 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) 地元の要望もあることからと言われますが、これが20年間直売所としては利用されていないけれども、自治会のコミュニティーの活動としては、大いに活動されているということがあります。 今、いろんな自治会で高齢化のために人が抜けてしまって、どうなるかというところもたくさんある中で、コミュニティー活動としてここが利用されているということは、結構大事なことだと思うのですが、地元の要望、その声はどんなことがあるのでしょうか。
- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) その要望ということの具体的な今回のこの要望という内容でございますけれども、地元の先ほどから申し上げているとおり、公民館活動、あとは自治会活動の拠点の場として使っているところでございまして、しかしながら、現在行政財産として市の所有ということになっておりますので、あらゆる面でメンテナンスとか、あと修繕の関係で不都合が出てくるということでございますので、利用実態から鑑みまして、地元の要望のほうもそのメンテナンスがしづらいということがございますので、でしたら利用実態もそういう状況でございますので、地元公民館のほうが譲渡ということを希望しているということの地元の声というふうに理解しております。よろしくお願いします。

以上です。

- ○委員長(中川雅之) 菊池委員。
- ○委員(菊池久光) 今、説明ありましたように、譲渡による所有権移転に向けてということで、地元への 所有権移転ということなのですが、これは有償になるのですか。
- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) お答えします。

当該施設は、重ねて申し上げるようですが、平成2年度の設置からこれまでずっと継続的に須賀川中の 自治会活動、あとは公民館活動の拠点の場として利用がされておりまして、地域密着型の施設でございま すので、地元須賀川中公民館へは無償での譲渡ということで考えております。

以上です。

- ○委員長(中川雅之) 菊池委員。
- ○委員(菊池久光) ちなみにこちらの当該施設の敷地の所有権というのはどんな感じになっていますか。
- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) 敷地自体は、今現在は登記上は個人の登記だというふうに理解しております。 しかしながら、地元のその中公民館のほうで、その売買契約自体は結んでおりまして、登記上はできてお りませんが、所有権自体は売買契約が結ばれておりまして、須賀川中のものになっているというふうに理 解しております。

以上です。

○委員長(中川雅之) ほかに質疑はございませんか。 深澤委員。

- ○委員(深澤正夫) 学校関係の廃止とか、ああいうときには、これ行政財産だよね、今の須賀川公民館は。 これを一旦普通財産に持っていくのには、1年間貸出ししないという何かあるのですか。
- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) 特別1年間貸出しとかと、そういうことはないかと考えます。 以上です。
- ○委員長(中川雅之) 深澤委員。
- ○委員(深澤正夫) 教育委員会が言っているのは、1年間は行政財産を普通財産として残して、それから 貸出しするのだというような説明を1回受けたことがあるのですけれども、そういう件についてはこれで 大丈夫なのですか。
- ○委員長(中川雅之) 農林整備課長。
- ○農林整備課長(松本典之) 今、議員がおっしゃっているその学校施設というのがちょっとどういう学校 関係の施設がどういうのか私もよく具体的には分かっておりませんけれども、お答えになっているかあれ ですけれども、少なくとも今回の公民館に関しましては、先ほどから何度も申し上げているような形にな りますけれども、設置してから、平成2年から設置して、30年ぐらいこういう状態であるということなの で、一時貸付けということではなく、体制が整いましたら譲渡ということで考えております。 以上です。
- ○委員長(中川雅之) ほかに質疑はございませんか。

私からもいいですか。須賀川集会所なのですが、現在まで須賀川地区のその指定緊急避難場所だったりとか、またその市民健康診査会場なんかに、また選挙の投票所なんかにもなっておるのですが、その辺の代わりになる施設というのはどこか考えているのか、その辺。

農林整備課長。

以上です。

- ○農林整備課長(松本典之) そういった避難所だったり、あと投票所、その辺は当面はこのまま所有権自体は地元中公民館に移るような形になろうかと思いますが、そういった指定されているような場所、今申し上げたような。それは変わらずというふうに考えております。
- ○委員長(中川雅之) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

- ○委員長(中川雅之) 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。 質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) 各地元、先ほど申しましたけれども、高齢化が進んで、見守り隊などで対応している 状況です。これから周辺地域で人が少なくなるかもしれませんが、大切なコミュニティーの場としての活 用に行政財産から普通財産へ、そして廃止にするというのは、ちょっと問題があるというふうに思ってお ります。
- ○委員長(中川雅之) ほかに意見はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 意見がないようでありますので、採決いたします。 議案第63号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。 議案第63号につきましては、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立多数)

○委員長(中川雅之) 起立多数であります。

よって、議案第63号 大田原市須賀川集会所兼直売センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の附議事件の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、ご苦労さまでした。

(執行部退席)

- ◎陳情第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについての陳情について
- ○委員長(中川雅之) 次に、日程第2、陳情第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲 与基準の見直しについての陳情についてを議題といたします。

陳情第2号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局(池嶋佑介) それでは、陳情第2号につきましてご説明させていただきます。

陳情名は、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについての陳情であります。

提出者は、大田原市黒羽田町222番地、大田原市森林組合、代表理事会長、植竹雅弘氏でございます。 陳情の趣旨でありますが、森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を 高めるよう譲与基準を見直すべきである旨、地方自治法第99条に基づく意見書として議決されたいとのこ とでございます。

陳情の理由でありますが、令和元年度からは森林経営管理制度開始とともに、森林環境譲与税が導入され、市町村が主体となった手入れ不足の私有林人工林の意向調査や整備等が順次進められてきたところであり、林野庁において公表された森林環境譲与税の活用状況によると、着実に活用実績は増加してきている。全国合計ではいまだ単年度譲与額に対し100%を超える金額とはなっていないが、これまで市町村が地道に行ってきた森林経営管理制度に基づく意向調査は着実に進んでおり、この結果を踏まえた間伐等の森林整備を今後さらに本格的に進めていくことが必要となっているといったことが述べられております。

3ページに参りまして、今回の意見書についてでありますが、前述の趣旨のとおり、森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すべきであると要望するものです。

県内他市の状況でありますが、確認したところ、令和4年及び令和5年において同様の陳情書が提出された市はございませんでした。一方で、全国他自治体の取扱いでございますが、長野県議会、新潟県議会、 兵庫県議会等で類似の意見書が採択されております。

事務局説明は以上でございます。

- ○委員長(中川雅之) ただいま事務局のほうから説明がございました。 説明が終わりましたので、これより陳情第2号に対する意見を行います。 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) すみません。意見で、質問は……
- ○委員長(中川雅之) いいです。
- ○委員(秋山幸子) 質問してもいいですか。
- ○委員長(中川雅之) はい。
- ○委員(秋山幸子) すみません。私もこれは調べたら、総額の10分の5を私有林、それから10分の3を人口、それから10分の2を林業従事者ということなのだけれども、人口の案分でいくと、すごく金額が高くなって、森林をたくさん持っているところが少ないということでの陳情だと思うのですけれども、本当にそうだと思うのです。大田原市なんかはたくさん森林がありますし、そういう中でまずお聞きしたいのは、栃木県はとちぎの元気な森づくりというのがあって、700円一律かかっているのだけれども、それはなくなって、1,000円になるのでしょうか。
- ○委員長(中川雅之) 事務局でよろしいですか。
- ○事務局(池嶋佑介) こちらのその森林環境譲与税につきましては、令和6年度から課税開始ということ になっているようでして、国内に住所を所有する個人が年額1,000円という形でかかるというようなことで、 総務省の資料で掲出されております。

以上です。

- ○委員長(中川雅之) 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) ということは700円はなくならないということで、とちぎの森はそのままということで。
- ○委員長(中川雅之) 事務局。
- ○事務局(池嶋佑介) そうですね。あくまでその森林環境譲与税としては、そういったところでございま

すので、とちぎの森のほうがどういう取扱いになるかまではちょっと明確なところが分かりませんので、 お答えについては控えさせていただきたいと思います。

- ○委員長(中川雅之) 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) あと2回聞けるのかしら。
- ○委員長(中川雅之) はい。
- ○委員(秋山幸子) 1つは、この1,000円を森林環境譲与税で負担するに当たって、生活保護の方とか、それからひとり親家庭とか、非課税世帯とか、そういったところにも一人ひとりにかかってくるものなのでしょうか。
- ○委員長(中川雅之) 事務局。
- ○事務局(池嶋佑介) 申し訳ありません。ちょっと事務局においては、今回の陳情のその背景的な部分といいますか、そちらのところについては、多少伺っているところもあるのですが、実際のその森林環境譲与税の運用のほう、その国の運用のほうですとか、そちらのほうについては、ちょっと不明なところも多いものでございますから、先ほどの質問については、ちょっと失礼ながら回答は控えさせていただきたいと思います。
- ○委員長(中川雅之) 私もちょっと調べたのですけれども、まだそこまでの例えば減免だったりとか、そ ういう形のは、今のところ私が調べた範囲では載っていなかった部分がございますので。 秋山委員。
- ○委員(秋山幸子) この地球温暖化に係る排出しているのは、大企業なので、私たちがその1,000円ずつということがちょっと納得いかないのですけれども、この意見書を出すに当たって、やはりそういう大企業がそれを出しているということへの責任というものも含めてほしいなというふうに思うのです。

それと、本当に森林組合の組合長さんなんかのお話聞くと、本当に60年間育て続けて、老齢化した木は酸素はあまり出さなくなっている。それはやはり伐採して新しい木を植えなくてはいけないということで、この金額を割合を変えて、配分の割合を変えて、たくさん森林を多く持っている自治体にお金が来るようにするべきだなというふうに思います。賛成だね、これは。

○委員長(中川雅之) ほかに意見はございませんか。

私からもそうなのですが、よろしいですか。今回、その人口の多い都市部での配分となると、今現在からすると、みんな基金として積んでお金を使わない、森林のために使わないというような、そういうところもたくさんあったりとかもするので、それはきちんと森林を整備したりとか、その担い手を育成したりとか、そういう形できちんと森を守るという形でお金を使うのに、逆に都市部、例えば大きな人口、神奈川県だったりとか、そういう横浜市だったりとかは、もうずっと基金でそれをためておいて、何億円にもなって、では何に使うのかというと、学校整備でただ国産材を使って、そのために基金でためておくということで、全然お金を使わないで、何年間も基金でためておいてという、そういう状況だと、それは目的が違う部分も出てきてしまうので、そういう部分ではきちんと大田原市は大田原市として、きちんと森を守るためにという意思の下使うという形が大切なものなのかなと思うので、その辺も含めて皆さんで考えていただければありがたいかなと思いますので、その辺よろしくお願いしたいなと思います。

意見はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) では、採決いたします。

陳情第2号は、採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しについての陳 情については、採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長(中川雅之) 会議を再開いたします。

次に、意見書を作成いたしましたので、事務局から配付いたさせます。

(意見書案配付)

- ○委員長(中川雅之) それでは、意見書案を事務局から説明いたさせます。 事務局。
- ○事務局(池嶋佑介) それでは、お手元にお配りした意見書案を御覧ください。

先ほど御覧いただきました陳情者からの意見書案と同様に、本市における森林整備の取組や、災害における必要性から始まり、森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すべきであると要望するものです。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長となります。 説明は以上です。

○委員長(中川雅之) ただいま説明がありましたが、内容の確認はよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) それでは、ただいま作成した意見書は、私を提出者とし、議長に提出いたしたいと 思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(中川雅之) 異議なしと認めます。

この意見書については、委員長を提出者とし、議長に提出いたします。

提出日は、定例会最終日となります。

それでは、議員案に署名をお願いいたします。

(議員案に署名)

○委員長(中川雅之) 署名漏れは大丈夫ですか。

(「なし」と言う人あり)

◎散 会

○委員長(中川雅之) 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。 これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時28分 散会